

香芝市農業委員会「農地等の利用の最適化推進に関する指針」

令和2年4月1日

香芝市農業委員会

1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては、「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な責務として明確に位置づけられ、遊休農地の発生防止・解消、担い手への農地利用の集積・集約化及び新規参入の促進に積極的に取り組んでいく必要がある。

香芝市においては、農業の担い手不足と高齢化が問題となっており、それに向けた対策を図っていくことが求められている。

これらを踏まえた上で、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、農地等の利用の最適化を一体的に進めることができるよう、香芝市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成25年12月10日農林水産業・地域活力創造本部決定）で、「今後10年間で、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立を図る」とされたことからそれに合わせて令和5年度を目標としていたが、3年目の見直しをした際に目標設定の数値を修正し、令和8年度を目標に改め、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成28年3月4日付け27経営第2933号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

2 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 (令和2年3月)	307ha	5ha	1.62%
3年後の目標 (令和5年3月)	300ha	5ha	1.66%
目 標 (令和8年3月)	293ha	5ha	1.70%

※ 1 管内農地面積は、農業委員会が保管する農地台帳からの集計値となります。

※ 2 遊休農地は、農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する総面積

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

ア 農業委員、推進委員及び事務局が連携し、農地法第30条第1項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第32条第1項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、適宜実施する。

イ 利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

ウ 利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農地情報公開システム（全国農地ナビ）」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

② 農地中間管理機構との連携について

利用意向調査の結果を受け、農業者の意向を踏まえた農地中間管理機構に対する手続きを行う。

③ 非農地判断について

利用状況調査と同時に実施する「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」によって、B分類（再生利用が困難な農地）に区分された荒廃農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

3 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用の集積目標

	管内農地面積(A)	集積面積(B)	集積率(B/A)
現 状 (令和2年3月)	307ha	3.6ha	2%
3年後の目標 (令和5年3月)	300ha	5.4ha	3%
目 標 (令和8年3月)	293ha	9.0ha	5%

(2) 担い手への農地利用の集積・集約に向けた具体的な推進方法

ア 農地中間管理機構との連携を強化し、高齢農業者の農地や貸付けを希望する農地の情報、農地の出し手や受け手の情報について共有を図り、利用権設定や農地中間管理事業の活動により、担い手への農地利用の集積・集約を推進する。

イ 農地中間管理事業の積極的な周知に努める。

ウ 全国農地ナビによる農地情報の積極的な公表に努める。

エ 農業委員会として、地域ごとに人と農地の問題解決のため、「地域における農業者等による協議の場」を通じて、認定農業者等を地域の中心となる経営体と位置付け、それぞれの農業者の意思と地域の資源に照らした実現可能のある「人・農地プラン」の作成と見直しに主体的に取り組む。

4 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数（個人） 新規参入者取得面積	新規参入者数（法人） 新規参入者取得面積
現 状 (令和2年3月)	1人 (0.2ha)	0法人 (0ha)
3年後の目標 (令和5年3月)	5人 (2ha)	2法人 (1ha)
目 標 (令和8年3月)	10人 (4ha)	4法人 (2ha)

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

ア 農業の魅力発信と支援事業の周知に努め、新規参入の促進を図る。

イ 新規参入希望者（法人含む。）地域での受け入れ条件の整備を図るとともに、新規参入後の定着を図るため、継続的な支援に努める。